



\*マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています\*

◆業務ご案内◆

- 労務管理・年金等のご相談
- 給与計算・年末調整
- 就業規則・諸規程のご相談・作成
- 人事・賃金制度に関するご提案
- 労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- 労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- 月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9時～17時



皆さまいかがお過ごしでしょうか。ここのところ、記録的な寒さが続いています。阪神地域は雪こそ降らないものの、手袋をしていても手先がじんじんするほどです。

さて、先日始まった平昌オリンピック。北朝鮮の動向も気になるころではありますが…、選手たちはこの大舞台に向けて365日4年間、人によっては4年以上、毎日毎日調整をきて、でもその一瞬に全てを出し切る難しさ。こんなプレッシャーの中で過ごしているだけでも、凡人の私には真似ができません。一人でも一つでも満足な結果を出してもらえよう、選手たちを応援したいと思います。

\*ちょこっと小話\* 「行動レパートリー」



人は、人はやったことの無い行動を、いきなりすることはなかなかできません。このことを、「行動レパートリーがない」といいます。「やって」と言われても、動けない。それは、行動レパートリーがないのです。

ついつい、上司は自分ができることは、部下もできると思って命令・指示をします。でも、行動レパートリーがない部下は、何をどうやったらいいのかわかりません。

「提案書つくれ」「アポイント取ってこい」「順番に資料を置いておいて」このように言ったのに、行動しない部下に対して、いくら、「やる気」だ「意識」だ「危機感」だと言っても、行動は出てきません。

やり方を教えて、練習させ、自分でもできるように行動レパートリーを獲得させなければ、人は動けないのです。

★2月のお仕事カレンダー★★



2/1	● 贈与税の申告と納付の開始(～3/15)
2/13	● 一括有期事業開始届の提出(建設業) 主な対象事業:概算保険料160万円未満で、かつ 請負金額が1億8,000万円未満の工事 ● 1月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
2/16	● 所得税、個人住民税、個人事業税の確定申告受付開始(～3/15)
2/28	● 1月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● じん肺健康診断実施状況報告書の提出 ● 固定資産税(都市計画税)第4期分の納付(市町村の指定日まで) ● 2017年12月決算法人の確定申告と納税・2018年6月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)

★トピックス★

～平成30年 企業実務に影響を及ぼす制度変更の確認と動向～

<無期転換ルール本格化>

- 平成30年4月～

無期転換ルール(有期労働契約が更新され通算5年を超える場合、労働者の申出により、期間の定めのない契約に転換されるルール)無期転換申込権の本格的な発生が見込まれます。



## 募集・求人申し込み時の労働条件等の明示項目が追加されました。

職業安定法が改正され、労働条件等の明示義務について、項目が追加、遵守すべき事項が明確化されました。

今回の追加された項目は、①試用期間の有無および内容（期間や条件） ②募集主・求人者の氏名または名称 ③派遣労働者として雇用しようとする場合はその旨 です。また、裁量労働制を採用している場合や固定残業代を導入している場合の記載内容も明確化が求められることになりました。

### ■ 労働者の募集や求人申込みの制度が変更の概要(平成30年1月～)

▼企業が、ハローワーク等へ求人申込みをする際や、ホームページ等で労働者の募集を行う際、当初明示した労働条件が変更される場合についても、変更内容の明示を義務付け

場面	必要な明示
ハローワーク等への求人申込み、自社HPでの募集、求人広告の掲載等を行う際	求人票や募集要項等において、労働条件を明示することが必要
労働条件に変更があった場合、その確定後、可能な限り速やかに	当初明示した労働条件が変更される場合は、変更内容について明示しなければならない←今回の改正で新設 *面接等の過程で労働条件に変更があった場合、速やかに求職者に知らせるよう配慮が必要です。
労働契約締結時	労働基準法に基づき、労働条件通知書等により労働条件を通知することが必要

▼求職者等に明示すべき事項について、次の★の事項を追加

記載が必須な項目	記載例
業務内容	一般事務
契約期間	期間の定めなし
試用期間	試用期間あり(3か月) ★
就業場所	本社(●県●市●一●) 又は △支社(△県△市△一△)
就業時間/休憩時間/休日 時間外労働	就業時間 9:00～18:00/休憩時間 12:00～13:00/休日 土日祝日あり(月平均 20時間)
	裁量労働制を採用している場合は、以下のような記載が必要 ★ 例) 企画業務型裁量労働制により、○時間働いたものとみなす
賃金	月給 20万円(ただし、試用期間中は月給 19万円)
	いわゆる「固定残業代」を採用する場合は、以下のような記載が必要 ★ ① 基本給××円(②の手当を除く額) ② 固定残業手当(時間外労働の有無に関わらず、●時間分の時間外手当として△△円を支給) ③ ●時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給
加入保険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険
募集者の氏名又は名称	〇〇株式会社 ★
(派遣労働者として雇用する場合)	雇用形態：派遣労働者 ★

\*マイナンバーも安心！  
弊所は電子申請でお手続きしています\*

\*いきいきした会社づくりをお手伝いします\*

羽渕貴久子社会保険労務士事務所  
社会保険労務士 羽渕貴久子  
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815  
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554  
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp  
URL <http://ikiiki30.com/>

